



- I. 企業法務の観点から注目される最近の刑事裁判例
- II. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

2018年
1月号

I. 企業法務の観点から注目される最近の刑事裁判例

執筆者: 木目田 裕

最近の刑事事件関係の裁判例の中で、企業法務の観点から注目されるものについて、以下のとおりご紹介します。

参考人の虚偽内容の供述調書が証拠偽造罪に問われた(最決平成 28 年 3 月 31 日判時 2330 号 100 頁)

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/815/085815_hanrei.pdf

一般に、警察・検察の捜査、国税・公取・SESC の犯則調査で、「取調べを受けた者が、当局に対して、虚偽の供述を行って、その旨の供述調書が作成された」というだけであれば、証拠偽造罪や犯人蔵匿隠避罪は直ちには成立しません。

しかし、それも具体的な事案次第であって、度が過ぎるような捜査・調査の妨害を行ったり、他人を罪に陥れるようなことを行うと、証拠偽造罪、犯人蔵匿隠避罪などの犯罪が成立して、処罰される可能性があります。

本判例は、その一例であり、「他人の刑事事件について捜査官と相談しながら虚偽の供述内容を創作するなどして供述調書を作成した行為が証拠偽造罪に当たるとされた事例」です。

企業としては、当局の捜査・犯則調査を受けた場合には、真摯に対応し、もし犯罪や法令違反が成立しないと考えてのであれば、その旨を正々堂々と当局に主張し、裁判でも争っていくべきですが、かりそめにも捜査・犯則調査の妨害になるようなことを行うと、それ自体で犯罪に問われることもあることを肝に銘じておく必要があります。

なお、国税・公取・SESC の行政調査の場合には、虚偽供述等を行うと、いわゆる検査忌避等として刑事罰の対象になることがあります。

【事案の概要】

被告人と A は、相談して、X の覚せい剤所持を目撃したという虚構の話を作り上げた上で、二人で警察署へ赴き、警察官にこの虚構の話を説明した。被告人同席のもと、A は、警察官の示唆を受けつつ、「A が X の覚せい剤所持を目撃した」旨の虚偽内容が記載された、A を供述者とする供述調書に署名指印した。

【判旨】

他人の刑事事件に関し、被疑者以外の者が捜査機関から参考人として取調べを受けた際、虚偽の供述をしたとしても、刑法 104 条の証拠を偽造した罪に当たるものではないと解されるところ、その虚偽の供述内容が供述調書に録取されるなどして、書面を含む記録媒体上に記録された場合であっても、そのことだけをもって、同罪に当たるとすることはできない。

しかしながら、本件において作成された書面は、参考人 A の警察官に対する供述調書という形式をとっているものの、その

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

実質は、被告人、A、警察官らが、X の覚せい剤所持という架空の事実に関する令状請求のための証拠を作り出す意図で、各人が相談しながら虚偽の供述内容を創作、具体化させて書面にしたものである。

このように見ると、本件行為は、単に参考人として捜査官に対して虚偽の供述をし、それが供述調書に録取されたという事実とは異なり、作成名義人である警察官を含む被告人らが共同して虚偽の内容が記載された証拠を新たに作り出したものといえ、刑法 104 条の証拠を偽造した罪に当たる。

**不動産の購入に当たり他人名義で所有権移転登記を行った行為が、電磁的公正証書原本不実記録罪等に該当しないとされた
(最判平成 28 年 12 月 5 日判時 2336 号 129 頁)**

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/313/086313_hanrei.pdf

本件は、暴力団員が暴力団の会館を建てるための土地を買うに当たり、いわゆる暴力団排除条例を懸念して、知人である被告人の会社を買受名義人として、売主との間で売買契約を締結し、所有者が被告人の会社である旨の不実の所有権移転登記申請等をしたことが、電磁的公正証書原本不実記録罪(刑法 157 条 1 項)及び同供用罪(同法 158 条 1 項)に問われた事案です。

最高裁は、所有権移転登記が不実の記録に当たるか否か等については、原則として、登記が民事実体法上の物権変動の過程を忠実に反映しているか否かという観点から判断すべきであるとした上で、売買契約自体は売主と被告人の会社の間で締結され、土地の所有権は被告人の会社に移転したものと認定し、かかる認定によれば本件所有権移転登記が不実とはいえないとして、被告人を無罪としました。

民事上の法律関係と犯罪・法令違反の成否との関係は、企業法務の実務上も、しばしば問題になり、表面的な民事上の法律関係をそのまま犯罪や法令違反の成否の判断の前提にしてよいとは必ずしも言えず、実態に照らして考えていく必要があります。例えば、脱税などでは、実態は変わらないのに、契約や取引スキームなどの形式を整えればよいと勘違いすると、偽りその他不正の行為による租税遁脱として脱税で処罰されることにもなりかねません。

本件は、かかる民事法と刑事法の関係について考える一例になると考えられます。

【事案の概要】

暴力団員 A は、X 県内に暴力団の会合で使える会館を造ろうと考え、不動産仲介業者 B に対し、土地探し等を依頼していた。A は、X 県暴力団排除条例により自らは不動産仲介業者と取引をすることができないと考え、知人である被告人に名義を貸してくれるように頼んだ。その結果、本件土地の売買契約では、被告人が代表取締役を務める C 社が買受名義人となり、C 社名義で所有権移転登記を申請することになった。

本件土地の取得に必要な交渉・手続は主に不動産仲介業者 B らが行ったが、売主との間の売買契約の締結に当たっては、被告人も C 社代表取締役として立ち会い、売買契約書等の作成を行ったほか、その場で売買代金全額を支払った。

売買契約は C 社名義で行われ、暴力団員 A のためにすることは一切表示されず、売主は、契約の相手方が C 社であると認識していた。

本件土地について、売買を原因とする売主から C 社への所有権移転登記がなされた。なお、本件土地上に建物が建築されたが、この建物については、所有者を被告人とする表題登記及び所有権保存登記がなされた。

本件土地及び建物の取得代金、登記費用など合計約 1 億 2000 万円は全て暴力団員 A が出展した。

【判旨】

電磁的公正証書原本不実記録罪及び同供用罪の保護法益は、公正証書の原本として用いられる電磁的記録に対する公共的信用であると解されるところ、不動産に係る物権変動を公示することにより不動産取引の安全と円滑に資するという不動産登記制度の目的を踏まえると、上記各罪の成否に関し、不動産の権利に関する登記の申請が虚偽の申立てに当たるか否か、また、当該登記が不実の記録に当たるか否かについては、登記実務上許容されている例外的な場合を除き、当該登記が当該不動産に係る民事実体法上の物権変動の過程を忠実に反映しているか否かという観点から判断すべきものである。

そうすると、本件各登記の申請が虚偽の申立てに当たるか否か、また、本件各登記が不実の記録に当たるか否かを検討するに当たっては、本件各土地の所有権が売主から暴力団員 A に直接移転したのか、それとも C 社に一旦移転したのが問題となる。

原判決は、本件は、A の存在を秘匿して、買受名義人を偽装した名義貸しであるとし、その実態を踏まえて、本件各土地の所有権が C 社の名を借りた A に直接移転したものと認めるべきであるとした。しかし、本件事実関係によれば、売買契約における買主の名義はいずれも C 社であり、被告人が C 社の代表者として、売主らの面前で、売買契約書等を作成し、代金全額を支払っている。また、被告人が A のために売買契約を締結する旨の顕名は一切なく、売主は C 社が買主であると認識していた。そうすると、売買契約の当事者は、本件売主と C 社であり、売買契約により本件土地の所有権は、売主から C 社に移転したものと認めるのが相当である。

以上によれば、本件土地の所有権が売買を原因として C 社に移転したことなどを内容とする本件各登記は、当該不動産に係る民事実体法上の物権変動の過程を忠実に反映したものであるから、これに係る申請が虚偽の申立てであるとはいえず、また、当該登記が不実の記録であるともいえない。

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」違反の罪に関し、両罰規定の適用について、事業主たる法人の統制監督を現に受ける等して業務の代理を行っていること等を理由に「代理人」に当たるとした(最決平成 27 年 12 月 14 日)

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/545/085545_hanrei.pdf

本件は、A 社の代表取締役から委任を受け、A 社が営むバイオガス製造事業に関し国に対する補助金交付申請業務を代理した被告人が、A 社の当該業務に関し、製造設備の設置が一部未了であるのに設置が完了した旨の虚偽の実績報告書を提出し、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた、という補助金等適正化法違反の事案です。被告人は、自らが従業員でもなく、単なる外部者であり、対向的に委任を受けた代理人に過ぎないから、補助金等適正化法 32 条 1 項の「代理人」に当たらず、無罪であると主張しましたが、最高裁は、被告人が同項の「代理人」に該当するとしました。

この事案で被告人が「代理人」に該当するということであれば、事業主としての A 社も両罰規定(補助金等適正化法 32 条 1 項)で処罰されることになります。

補助金等適正化法の両罰規定は、いわゆる名宛人限定型であるところ(名宛人限定型による構成要件の修正といったテクニカルな点の説明は省略します)、事業主たる会社の役員や職員が行為者であれば、両罰規定の適用の有無それ自体が争点になることは多くありません。しかし、行為者が会社の外部の者であって、代理人として活動していたに過ぎない場合についても両罰規定の適用があるかどうかは問題になり、その代理人の有罪・無罪、会社自身の有罪・無罪の分かれ目になります。

この点、学説上は、両罰規定の「代理人」の範囲について、①私法上の代理人と同様であり、限定はないとする見解、②対向的に委任を受けた代理人は含まれず、従業員たる身分を有する者に限られるとする見解、③事業主の統制監督下にある者に限定されるとする見解などがあります。

本件は、一定の事実関係の下で、被告人が、事業主における補助金交付を受けるための業務に関し、事業主の統制監督を現に受け、又は受けるべき関係の下で、その業務を代理しているとして、補助金等適正化法 32 条 1 項にいう「代理人」に当たるとしたものであり、いかなる場合に会社に両罰規定が適用されるかの参考例の 1 つです。

【事案の概要】 上記のとおりなので省略

【判旨】

補助金等適正化法 32 条 1 項の両罰規定は、「代理人」等の行為者がした違反行為について、事業主として行為者の選任、監督その他違反行為を防止するために必要な注意を尽くさなかった過失の存在を推定した規定と解される。行為者のした違反行為について過失が推定され、事業主が処罰されるのは、事業主と行為者との間に、事業主が行為者の違反行為を防止できるような統制監督関係があることが前提とされていると解されるから、事業主が行為者を現に統制監督しておらず、統制監督すべき関係にもない場合には、同条項により事業主の過失を推定して事業主を処罰するという前提を欠き、同条項が適用されないこととなる。

補助金等適正化法は、「補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図る」ことを目的とし(同法 1 条)、その目的を実現するため、補助金等の交付の決定を受けた補助事業者等に対し、補助事業等の遂行に関する善管注意義務、各種報告義務等を課すとともに、一部の義務違反行為に対して罰則を設けるなど、補助事業者等に対し、重い義務を課している。このような同法の目的及び規定内容をも踏まえると、前記の統制監督関係の有無については、事業主から行為者に与えられた権限の性質・内容、行為者の業務履行状況、事業主の関与状況その他の事情を総合して判断すべきである。

これを本件について見ると、原判決が是認する第 1 審判決の認定及び記録によれば、以下の各事実が認められる。

- (1) A 社は、本件事業に関し、環境省から本件補助金の交付決定を受けた補助事業者であり、本件事業の実施主体として、補助金等適正化法の前記目的に適用よう、事業遂行に関する善管注意義務、実績報告を含む各種報告義務その他補助金等適正化法に定められた規定を遵守すべき義務を本来的に負うべき立場にあった。
- (2) 被告人は、A 社の代表取締役 B から、本件補助金の申請から交付に至る一連の手続における A 社の業務である各種書類の作成・提出、環境省との折衝等を一括して委任されており、実績報告書の作成・提出もこれに含まれていた。
- (3) 被告人は、自らが経営する会社の従業員を用いつつ、前記委任を受けて、各種書類を A 社名義で作成、提出し、A 社の担当者として環境省担当者との折衝・連絡を行うとともに、これらの事務の遂行状況を B に報告し、提出書類には原則として B の押印を受けていた。なお、本件実績報告書は、被告人が自社の従業員に指示して作成し、B から預かっていた A 社の銀行印を押印の上、環境省に提出したものであった。
- (4) B は、前記のとおり、被告人から事務の遂行状況の報告を受け、提出書類に押印することにより、本件補助金に関する手続の進捗状況を把握しており、かつ、本件事業に係るバイオガス製造設備のうち一部の設置が完了していないことも認識していた。

以上の事実関係によれば、被告人は、本件補助金の交付を受けるための業務に関し、事業主である A 社の統制監督を現に受け、又は受けるべき関係の下で A 社の業務を代理したといえる。したがって、被告人が補助金等適正化法 32 条 1 項にいう「代理人」に当たるとした第 1 審判決を是認した原判断は相当である。

山岳遭難事故に関して業務上過失が問われた(東京高判平成 27 年 10 月 30 日判時 2328 号 138 頁)

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/905/085905_hanrei.pdf

本件は、山岳ガイドである被告人が、有料登山ツアーを主催して 5 名の女性登山客及び 1 名のガイド見習いを引率し、降雨の中、宿泊予定の山荘に向け登山を開始したが、天候悪化のため、登山客を強風・みぞれ・吹雪等にさらさせて追従・歩行ができない状態に陥らせ、うち 4 名を低体温症で死亡させるに至ったという、業務上過失致死罪の事案です。

被告人としては、途中で登山を中止して避難小屋に引き返すなどの対応をとれば遭難事故を防止できたわけなので、かかる結果回避をすべき義務があったかどうかの前提として、遭難事故の発生に係る予見可能性の有無が特に争点になりました。

この予見可能性に関し、裁判所は、遭難事故となる危険性のあるような天候の悪化が予見できれば登山中止を期待できるから、予見の内容としては「遭難事故となる危険性のあるような天候の悪化の可能性」で足り、それ以上に「現に生じたような著しい天候の悪化の可能性」までは必要ないとして、被告人の予見可能性を肯定して、業務上過失致死傷罪の成立を認めています。

事故の発生は絶対に未然防止すべきですが、万が一、工場の爆発事故や労災事故、製品事故などが発生した場合には、企業の役職員に、業務上の過失があったかどうか、管理監督上の過失はどうか等が問題になります。多くの事案で、結果回避措置(事故の防止のための措置とほぼ同様)よりは、結果回避義務の前提としての事故の予見可能性が争点になり、予見可能性の対象をどのように捉えるかが、過失の有無の判断に大きく影響します。

いわゆる外国産豚肉の差額関税のほ脱(関税法違反)事案において、WTO 農業協定が日本の裁判規範として直接適用されるものではないとされた(東京高判平成 28 年 8 月 26 日判時 2349 号 120 頁)

本件は、被告人が、外国産冷凍豚部分肉を輸入するに当たり、豚肉の単価が関税負担の最小となる分岐点価格に近似する価格であるかのように仮装して関税を免れようと企て、虚偽の価格を記載した仕入書に基づいて、内容虚偽の輸入申告を行い、輸入許可を受けて、関税合計約 17 億円を免れた、という事案です。

弁護人は、豚肉の差額関税制度を定める関税暫定措置法の関係規定について、WTO 農業協定 4 条 2 項が禁止する最低輸入価格制度に該当して無効である等と主張しましたが、裁判所は、①条約の直接適用可能性については条約当事者の意思(主観的基準)及び規定の明確性(客観的基準)によって決する旨、②WTO 協定の紛争解決手続や紛争当事国間の協議規定等から、日本としては原則として WTO 協定が直接適用可能性を有するものとして締結したものでなく、WTO 農業協定 4 条 2 項の直接適用は認められない旨、判断しました。

刑事事件でも、捜査共助や逃亡犯罪人引渡し、司法共助などのクロスボーダーの問題は珍しくありませんが、本件は、刑事実体法の適用に際して、国際法の直接適用が問題になった事案です。日本企業の活動のグローバル化に伴い、一見すると純粋に国内法だけの問題かと思われるケースでも、国際法や条約等の視点を常日頃から持つておくことが必要になっています。

現金送付型の特殊詐欺事案で受け子につき詐欺の故意を認めた(福岡高判平成 28 年 12 月 20 日判時 2338 号 112 頁)

この裁判例のように、対象犯罪が何であるかが明示的に示されていなくとも、具体的状況の如何によって故意は認定されます。同じような事実認定の感覚は、上司が部下に違法行為の指示・了解・承認を行うといった企業内の共謀の認定のケースについても同様に当てはまります。

本件は、高齢者を電話で騙して指定するアパートの一室に現金を送付させるという詐欺未遂事案であり、被告人はいわゆる「受け子」であったとされています。

被告人は、荷物受領を頼まれただけで詐欺の故意がないと主張したところ、一審判決は、被告人が依頼されたのは、夜間に面識のない者の自宅に一人で待機して他人宛ての荷物を受領する等といった特異な状況での荷物の受領であったことから、被告人としては、何らかの違法行為に関わるという認識はあったとはいえるが、更に進んで、詐欺に関与するとの認識までは認められないとして、詐欺の故意を否定しました。

これに対し、本判決は、かかる特異な状況における荷物の受領自体でもって、「何らかの違法行為」というレベルに止まらず、特段の事情がない限り、「詐欺に関与するものかもしれないとの認識」まであったと評価できるとして、詐欺の故意があると判断しました。

廃墓石は廃棄物ではないと信じていた旨の被告人の主張を排斥して、廃掃法違反(無許可収集運搬)の故意を認定した事例(広島高裁岡山支判平成 28 年 6 月 1 日)

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/051/086051_hanrei.pdf

これは、福岡高判平成 28 年 12 月 20 日判時 2338 号 112 頁と同様に故意の認定の一例であり、行政取締法規違反の故意の認定という点で企業活動との関係でも参考になります。

被告人は、墓石の収集・運搬を業として行っていたところ、無許可で、産業廃棄物に該当する廃墓石(台石)を収集・運搬したとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 14 条 1 項違反を問われました。これに対し、被告人は、廃墓石は廃棄物ではないと信

じていた旨を主張しました。

この点、①以前の県の行政実務では必ずしも廃墓石が廃棄物に該当するとはされておらず、県は廃墓石について事業者によりマニフェストの作成・交付の指導等を行っていなかったこと、②関係する行政解釈には「宗教的感情の対象物」として廃墓石を取り扱えば廃棄物に該当しないとの誤解を生じさせる余地もあったこと、③被告人が平成 23 年 8 月頃から廃墓石の収集・運搬を開始した際、この仕事を被告人に提案した知人から「墓石は産業廃棄物の 23 品目の中に入っていないから、産業廃棄物に当たらない」と言われていたこと、④被告人に処理を依頼する石材業者から廃墓石について廃棄物処理の許可が必要と言われたこともないこと等の事情がありました。

しかし、裁判所は、⑤墓石を不法投棄して捕まったというニュースを聞いて被告人自身が不法投棄に当たるのではないかと危惧したこともあったこと、⑥台石は棹石に比べれば「宗教的感情の対象物」として取り扱われないのが一般的であると考えられること、⑦被告人が平成 25 年 12 月ころから廃墓石が産業廃棄物に当たるとの指導を県から受けていたこと等から、被告人には台石が廃棄物に該当することを未必的に認識しており、違法性を意識する可能性もあったと判断しました。

(参考文献 高橋信行「行政刑罰における違法性の意識—廃墓石無許可収集運搬事件—」法学教室 437 号 42 頁)



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 弁護士

h_kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。

Ⅱ. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者: 木目田 裕、高林 勇斗、國本 英資、西田 朝輝

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えていただいております。

【2017 年 12 月 22 日】

経産省、「製造業の品質保証体制の強化に向けて」を公表

<http://www.meti.go.jp/press/2017/12/20171222001/20171222001.html>

経産省は、一連の製品検査データ書き換え等問題を受けて、製造業の品質保証体制の強化に向けた対応策を取りまとめました。同資料において、経産省は、企業に対し、自主検査の徹底及び不適切事案の産業界での共有を呼びかけています。そのほか、業界内やサプライチェーン間等におけるデータ共有等を支援するための予算措置、グループ企業間でのデータ連携・利活用システム導入等に向けた優遇税制(コネクテッド・インダストリーズ税制)、法人への罰則強化等を内容とする JIS 法改正を検討しているとのことです。

【2017 年 12 月 27 日】

金融庁、「平成 29 年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」の公表

<http://www.fsa.go.jp/news/29/syouken/20171227.html>

金融庁は、フェア・ディスクロージャー・ルール等を規定する平成 29 年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令等の改正案について、パブリック・コメント結果を公表しました。

金融庁は、パブリック・コメントの結果を踏まえ、情報受領者の範囲(重要情報公表府令 7 条¹⁾)及び公表義務の除外事由(同府令

¹ 「法人その他の団体の役員等」の趣旨を明確にするため、規定の文言に「上場有価証券等に投資をするのに必要な権限を有する者及び当該者に対して有価証券に関連する情報の提供又は助言を行う者に限る。」を追加しました。

9条1号²⁾を修正しています。

また、上場会社等の決算説明会は、同府令7条4号に掲げる「運営、業務又は財産に関する情報を特定の投資者等に提供することを目的とした会合」に該当し、当該決算説明会において説明・質疑応答で重要情報を伝達する場合等には、フェア・ディスクロージャー・ルールの対象になる旨パブリック・コメントへの回答に明記しています。

なお、フェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン案に対するパブリックコメントの結果は、後日公表されます。

これらの政令・内閣府令等は、平成29年改正金商法とともに、2018年4月1日から施行されます。

【2017年12月28日】

内閣官房、金融庁、法務省及び経産省、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示を行いやすくするための対応を公表

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/>

内閣官房、金融庁、法務省及び経産省は、事業報告等及び有価証券報告書の記載を統一し、1つの書類として開示することを促すための取組みを公表しました。金融庁及び法務省は、具体的な対応として、主に以下の内容を含む開示府令の改正、法令解釈の公表等を予定しています。

- ▶ 大株主の株式所有割合の算出方法を、発行済株式総数から自己株式数を控除して算定する方法に統一するため、開示府令を改正
- ▶ 社外役員の報酬総額を社外取締役の報酬総額と社外監査役の報酬総額とに区分して記載することとする旨の法令解釈を公表

金融庁及び法務省は、これらの取組みを、平成29年度中に行う予定であるとしています。

【2018年1月10日】

法制審議会、改正会社法の間接試案のたたき台を公表

http://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_00297.html

同試案は、会社は、事業報告などを、株主の承諾なくインターネットを通じて提供する旨を定款で定めることができるとしています。この場合の株主総会の招集通知の発送期限については、現行どおり株主総会の日の2週間前までとする案に加え、3週間前まで又は4週間前までとする案も併記しています。また、同試案は株主提案権の濫用的行使を防止するため、株主が提案できる議案数を制限する案を盛り込んでいます。

そのほか、同試案は、社外取締役の設置を義務付ける案も盛り込んでいます。

【2018年1月10日】

公正取引委員会事務総長、課徴金制度を改正するための独占禁止法改正法案提出の見送りを表明

http://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/h30/jan_mar/kaikenkiroku180110.html

公正取引委員会事務総長は、定例会見において、弁護士・依頼者間秘匿特権の法制化等の議論があることを踏まえ、課徴金制度の抜本改正(裁量型性質の一部導入)について、次期通常国会への独占禁止法改正法案の提出を見送る方針であると述べました。公正取引委員会は、引き続き、課徴金制度の改正に向け、意見調整・交換を続けるとしています。

【2018年1月10日】

全銀協、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを発表

<https://www.zenginkyo.or.jp/news/detail/nid/8951/>

全銀協は、反社会的勢力との関係遮断に向け、警察庁の暴力団情報データベースへの接続を開始しました。

²⁾ 今回の修正により、取引関係者が受領した情報が「非上場会社の買収」、「民事再生・会社更生の申立て」、「上場会社等の親会社及び子会社等が行う組織再編等」などに係るものである場合には、公表義務は課されません。

【2018年1月16日】

厚生省、「食品衛生規制の見直しに関する骨子案」を公表

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000191219.pdf>

厚生省は、食品衛生法等の改正法案の骨子案を公表しました。同骨子案は、「健康被害の発生を未然に防止する観点から特別の注意を必要とする成分等」を含有する食品を販売等する事業者に対し、その製品が健康に被害を生じさせている又は生じさせるおそれがある旨の情報を得た場合、都道府県等を通じて厚生省に報告すること等を要求しています。厚生省は、近々国会において、同改正法案を提出する予定とのことです。



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 弁護士
h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士
y.takabayashi@jurists.co.jp

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



くにもと えいすけ
國本 英資

西村あさひ法律事務所 弁護士
e.kunimoto@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき
西田 朝輝

西村あさひ法律事務所 弁護士
a.nishida@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件などに従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事などの危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定などを行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。